

第4回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

- 1、開催日時 令和4年8月2日(火) 午後1時30分～午後3時00分
- 2、開催場所 鹿島新世紀センター 2階会議室
- 3、出席委員 12名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)
- 4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 2番 中牟田 安彦 委員 9番 三原 一義 委員

- ②第2 報告第 9号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
 議案第 15号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 議案第 16号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について
 議案第 17号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 議案第 18号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
 議案第 19号 鹿島市営土地改良事業における換地計画の同意について
 報告第 10号 農地法第4条適用除外の証明願いについて
 報告第 11号 農地等形状変更届出について
 報告第 12号 非農地証明願いについて

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸	主 査	田中 莊子
局長補佐	峰松 正典	書 記	植松 優太

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	下村 和幸	○	7	木下 英春	○
2	中牟田 安彦	○	8	大町 朝子	○
3	針尾 忍	○	9	三原 一義	○
4	馬場 英喜	○	10	藤家 豊次郎	○
5	中村 博之	○	11	山口 和子	○
6	小笠原 初男	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名	
犬王袋・小舟津・世間・重ノ木・行成・執行分・井手分	森田 英男	
南川・筒口・大殿分・川内・山浦・山浦開拓	山本 清士	
中尾・上古枝・竹ノ木庭・平仁田	小池 了	

7. 会議の概要

事務局	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、只今から第4回農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、全員の出席を確認。)本日の出席委員は12名全員でございます。次に議事録署名人を指名いたします。2番の中牟田委員と9番の三原委員にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいいたします。審議に入ります前に、議事進行について、4点程いつもの注意をいたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。審議に入りましてからの私語はこれをきつく禁止といたします。3点目です。市役所内の敷地内は決められた場所を除いて禁煙です。審議の進捗状況を見ながら議長の判断によりまして、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレについては制限ございませんが、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があつて、これを審議・採決するときは、特に指示をこちらから致しませんが、自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがございますので、ご注意をよろしくお願いい致します。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力をお願いいたします。では、慣例によりまして会長に議長をお願いします。</p>
会長	<p>改めましてこんにちは。今年も暑い夏がやってきました。農作業をされるときは暑い日中を避けて、早朝とか夕方に作業していただいて、くれぐれも熱中症や脱水症状等にならないよう気を付けてください。それから夏と言えば、恒例の農地利用状況調査という業務の季節になってきました。農地利用最適化推進委員の方々調査をされていると思いますが、その確認作業を今年も8月22日の週に計画しています。事務局がスケジュールを案として組んでいますので、総会の後のその他のところで皆さんにお諮りしますのでご都合をお聞かせください。所要等で出席できない日があれば調整致しますので、ご協力くださいますようお願い致します。コロナの状況が一向に改善されません。鹿島市でも多くの方が感染されています。昨日は少し感染者の数値が少なかったようですが、まだまだ楽観はできない状況です。皆さんも手洗いやうがいなどの基本的な予防策を取っていただきまして、感染しないように気を付けてください。</p> <p>それから先月の総会の案件で農振除外の議案を1件保留としていましたことについてですが、整理をするために現在の農地所有者とそこを引受けようとしている方の考えを再確認してからとしていました。申し訳ありません。まだ、きちんとした確認が出来ていません。確認が出来た後に報告致しますので、ご了承ください。この件につきましては農振除外の窓口である農林水産課農政係とも情報を共有することに加えて、協力しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いい致します。</p> <p>以上のことを申し上げて、挨拶に代えさせていただきたいと思っております。本日も皆さん方からの積極的な発言をお願い致します。本日の議題は、議案5件と報告4件となっています。それでは報告第9号「農地法第18条第6項の規定による解約報告について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の1頁をご覧ください。報告第9号について説明いたします。記載のとおり4件となっています。合計6筆で面積が6,290.70平米となっています。内訳は田のみ6筆、6,290.70平米です。畑はありません。解約事由は双方合意による農地法第5条申請のためが3件。借人変更のためが1件となっています。なお、借人変更となっている4番は次の借人が決まっております。議案第18号の5</p>

	番と6番に上がっていますが、分割して今の借り人と新しい借り人で耕作されます。以上で報告第9号の説明を終わります。
議長	<p>解約報告について、説明をさせました。皆さんからの質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいという声あり。)</p> <p>それでは報告第9号を終わります。</p> <p>次に進みます。議案第15号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。1番は議案第16号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」の1番と関連性がありますので、まとめて審議したいと思います。事務局の説明を一括してお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の2頁をご覧ください。番号1について説明いたします。位置図の1頁と本日お渡しした資料の1頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●番●、●●番地●、●●番地●、●●番地、●●番地3の5筆でございます。登記地目は5筆全て田ですが、現況地目は●●番地●の1筆が畑となっております。残りの4筆は田です。登記面積はそれぞれ200平米、260平米、470平米、232平米、504平米となっていて合計1,666平米です。譲受人は●●区の株式会社●●●●の代表取締役 ●●●●さんです。譲渡人は3人で●●区の●●●●さん55歳の方、●●●●さん70歳の方、●●●●さん84歳の方です。転用の目的は宅地分譲となっております。施設の概要は6区画の分譲地1,395.00平米、進入路ほか271.00平米になっています。農地区分は3種農地です。周囲の状況ですが、東は道路(里道)、西は宅地と田、南は宅地、北は田(転用申請済)となっております。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっております。里道の占用申請が都市建設課にしております。ここは公共下水道区域になっています。</p> <p>議案第16号の1番について説明いたします。総会議案・説明資料は5頁をご覧ください。位置図は1頁と本日の資料5頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●番●と同じく●●番●の2筆でございます。登記地目は2筆共に田となっておりますが、現況地目は畑と田になっています。登記面積はそれぞれ177平米と5.70平米です。申請人は●●区の●●●●さん55歳の方です。農地区分は3種農地です。転用の目的は自身のための駐車場と進入路です。本申請に当たり分筆登記されています。周囲の状況ですが、東は田(今総会に5条申請がされています。)、西は宅地、南は宅地、北は宅地と田(今総会に5条申請)となっております。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてあり条件は無しとなっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	では担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員 (10番委員)	<p>場所は●●団地内になりまして、県道●●・●●線から●●団地への市道に入り突き当たった場所に昨年度宅地分譲が7区画申請されまして、現在家が数軒建ち始めています。その裏になります。今回の5条申請は申請地の真ん中に開発道路を通して、その左右にそれぞれ3区画の宅地分譲をするようになっていきます。各家庭からの汚水は公共下水道に接続されまして、雨水は開発道路に設けられるU字溝に流れるようになります。周囲には農地がありませんので営農に関する心配はありません。4条申請に関しましてですが、この5条申請の譲渡人の一人である●●さんが家族用の車の駐車場を広げることに加えて、進入路を少し広げるために自分の田んぼを分筆して計画されています。ここも周囲には農地がありませんので、営農に対する心配のない所です。ご審議、よろしくお願いいたします。</p>
議長	担当の最適化推進委員の●●さんから補足での説明はありませんか。
担当推進委員	特に補足することはありません。
議長	それでは皆さんから質問や意見はございませんか。ございませんか。質問等も無いようで

	すので採決します。議案第15号の1番について賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により許可相当として処理いたします。 議案第16号の1番について賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により処理いたします。 次に進みます。議案第15号の2番について、事務局からの説明を求めます。
事務局	番号2について説明します。説明資料は2頁、位置図は1頁、本日の資料2頁をご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●番地でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は1,197平米です。譲受人は●●区の●●●●さん41歳の方です。譲渡人は●●区の●●●●さん70歳の方です。転用目的は宅地分譲となっています。その概要は4区画の分譲地1,399.32平米になっています。西側に隣接している宅地202.32平米を同時利用されます。農地区分は3種農地です。周囲の状況ですが、東と北は道路(市道)、西と南は宅地となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。道路法24条申請と水路付替工事施工承認申請が都市建設課にされています。水路の付替えは申請地と同時利用地の間に水路があって、これを同時利用地の西側から北側に切り替えをされます。番号2の説明は以上です。
議 長	では、ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員 (10番委員)	ここも場所的には●●団地の中になります。県道●●・●●線から●●団地への市道に入り突き当たった場所になります。先程、宅地分譲が7区画と説明しましたが、その北側の隣接地です。田んぼ1,197平米を転用されますが、歪な形をしています。この田んぼに宅地202.32平米を同時利用されての4区画の宅地分譲の計画をされています。分譲地は市道に面するように計画されていますので、開発道路はありません。田んぼと宅地の間に水路がありまして、これが市道を横断して田んぼの用水路となっていますので、事務局からも説明があったように付替えをされて、用水を確保されています。営農上の問題はこれでクリアされています。報告は以上です。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	最適化推進委員からの補足等はありませんか。
担当推進 委員	今の説明の通りです。補足することはありません。
議 長	それでは皆さんからの質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。)
	採決したいと思います。2番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により許可相当として処理させていただきます。 3番の説明を求めます。
事務局	番号3について説明します。説明資料は3頁、位置図は2頁と本日の資料3頁をお開きください。土地の所在は大字●●字●●●●番地と●●番●の2筆でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は370平米と603平米です。譲受人は●●区の株式会社●●●●●●の代表取締役●●●●さんです。譲渡人は●●区の●●●●さん45歳の方と●●区の●●●●さん60歳の方です。転用の目的は建売分譲となっています。その概要は2棟の住宅、125.86平米と8台分の駐車場144.00平米と進入路ほか703.14平米になっています。農地区分は1種農地です。周囲の状況ですが、東は道路(里道)、西は道路(開発道路)と宅地、南は道路(市道)、北は水路と道路(里道)となっています。備考欄のとおり関係機関との協議してあり、条件はなしとなっています。道路法24条申請と里道形状変更申請が都

	市建設課にされています。番号3の説明は以上です。
議長	では担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員 (5番委員)	申請地は●●区の●●の北側になります。県道●●●●●●線から市道を西側に50メートル程入った所です。申請地の東側に里道があり、これを利用して幅4メートルの進入路を作られて建売住宅2棟を南北に配置するよう計画されています。現在の2筆の田んぼは北側が少し高くなっていますので、住宅地の高さも北側を高め計画されています。生活排水は浄化槽で処理され、雨水と共に進入路に設置された管渠型側溝を通り市道を横断して既存の水路に流す計画となっています。申請地西側は過去に農地転用されて宅地となっています。東と北側に農地は残っていますが、水路が間にあって隣接はしていませんので営農に影響することはありません。報告は以上です。ご審議よろしくをお願いします。
議長	只今説明をしてもらいました。皆さんから質問・意見はございませんか。
2番委員	事務局の説明で申請地は1種農地とありましたが、ここは位置図から圃場整備がされているとは思えませんが、何故1種農地になるのか教えてください。
事務局	1種農地は国の補助金が入った圃場整備等がされた農地のほかに農地の広がり10ヘクタール以上あり、生産性の高い農地は第1種農地になります。申請地は後者に該当します。
議長	他にございませんか。無いようですので採決します。3番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により取り扱います。 次に進みます。4番と5番は隣接して、共に太陽光発電の申請ですので、まとめて事務局の説明をお願いします。
事務局	番号4について説明します。説明資料は3頁、位置図は3頁をお開きください。本日の資料4頁をご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●番●●でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は514平米です。譲受人は●●市の●●●●●さん28歳の方です。譲渡人は●●区の●●●●●さん72歳の方です。転用目的は太陽光発電装置となっています。その概要は太陽光発電パネル108枚、294.34平米と通路他が219.66平米になっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は道路(里道)、西は畑、南は雑種地(太陽光発電装置)、北は畑(太陽光発電で転用申請:5番)となっています。備考欄のとおり関係機関との協議有りで条件も有りとなっています。条件は草払いを行う管理面と雨水の排水に関する事です。番号4の説明は以上です。 番号5について説明します。説明資料・位置図・本日の資料は4番と同じ頁ですので、ご覧ください。この案件は所有権移転ではなく、20年間の賃貸借権が設定されています。土地の所在は大字●●字●●●●番●●でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は986平米です。譲受人は福岡市の●●●●●●株式会社の代表取締役●●●●●さんです。譲渡人は●●区の●●●●●さん65歳の方です。転用目的は太陽光発電装置となっています。その概要は太陽光発電パネル188枚、513.39平米と通路ほか472.61平米になっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は道路(里道)、西は畑、南は畑(4番で太陽光発電装置への転用申請)、北は道を挟んで墓地となっています。備考欄のとおり関係機関との協議有りで条件も有りとなっています。条件は4番と同様で、草払いを行う管理面と雨水の排水に関する事です。番号5の説明は以上です。
議長	では担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員 (7番委員)	ここは先々月にも3件の太陽光発電の農地転用の申請があった所から北に100メートル程入った所になります。周囲の農地は東側の耕作はされていますが、西と北側は耕作されていません。雨水を排水する水路が周りに無いため、浸透用側溝を申請地の西側に設置されます。申請地は西側に傾斜が付いているため、雨水が自然に流れてくるような地形になっています。以上です。よろしくをお願いします。

議長	担当委員からの報告がありました。皆さんから質問や意見はありませんか。ありませんか。無いようですので、採決します。4番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	5番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により4番・5番共に許可相当として取り扱います。 続いて議案第16号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。2番について事務局の説明を求めます。
事務局	2番の説明をいたします。説明資料は5頁、位置図は4頁をお開きください。本日の資料は6頁となっています。土地の所在は大字●●字●●●●番●でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は507平米です。申請人は●●区の●●●●さん59歳の方です。農地区分は3種農地です。転用の目的は一般住宅となっています。その概要は1棟の居宅132.37平米と3台分の駐車場45.00平米と進入路ほかが329.63平米になっています。周囲の状況ですが、東と南と北は道路、西は水路となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてあり、条件はなしとなっています。ここは公共下水道区域です。説明は以上です。
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員 (7番委員)	ここは地目が田となっていますが、これまで申請人の父親がブドウを作られていました。亡くなられましたので、申請人が相続されました。息子の家族と共に住むための家を建てられます。土地が北に尖った三角形のような形となっています。北側に駐車場を設けられ、南側に建物を配置されています。どうぞよろしくをお願いします。
議長	申請人の父である●●●●さんがブドウをされていた所です。亡くなられて後継者が無くて家族の家を建てられるとのこと。皆さんから質問・意見はございませんか。
11番委員	現地調査に行きました。進入するための道が狭かったのですが、建築確認は下りるのでしょうか。
事務局	本日の資料6頁に配置図の記載があります。進入路となる道路には2項道路と書かれています。2項道路は建築基準法上の道路とみなすということです。2項道路は建築基準法上の道路とみなすということですので大丈夫です。
議長	ほかにありませんか。無いようですので採決します。2番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により処理させていただきます。 それでは3番に進みます。事務局の説明を求めます。
事務局	3番の説明をいたします。説明資料は5頁、位置図は5頁をお開きください。本日の資料は7頁をご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●番●でございます。登記地目は畑となっていますが、現況地目はその他雑種地となっています。登記面積は153平米です。申請人は●●区の特設非営利活動法人●●の理事長 ●●●●さんです。農地区分は2種農地です。転用の目的は浄化槽と駐車場のためとなっています。その概要は浄化槽1基73.00平米と維持管理を行う車両の駐車場80.00平米になっています。周囲の状況ですが、東と南は畑、西は道路(里道)、北は自身の宅地となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてあり、条件はなしとなっています。説明は以上です。
議長	担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員 (7番委員)	●●は●●区の施設を借りて活動されていますが、申請地の北隣に移られるようです。そこには建物を増やすように計画されていますので、併せて浄化槽の増設が必要になられたようです。東と南には隣接して畑がありますが、日照を妨げることはありません。道を挟んで西側にも畑がありますが問題ありません。ご審議、よろしくをお願いします。

議長	<p>浄化槽を埋められる申請です。地上に出るものはありませんから、周囲に影響は無いものと思います。皆さんから質問・意見はございませんか。ありませんか。(はいという声あり。)</p> <p>無いようですので採決します。3番に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>賛成全員により処理いたします。</p> <p>次に移ります。議案第17号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の6頁をご覧ください。1番について説明いたします。位置図につきましては6頁をご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●番地でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は98平米です。譲受人は●●区の●●●●さん76歳の方です。譲渡人は●●区の●●●●さん63歳の方です。譲受及び譲渡理由は贈与となっています。譲受人の方は果樹の苗を植えたいとおっしゃっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、●●農業委員と●●農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当委員より署名がされているところでございます。1番の説明は以上です。</p>
議長	理由に贈与となっていますが、二人の関係は親戚ですか。
事務局	いいえ。親戚ではありません。譲受人の方は隣接した所で果樹を作られています。今回譲られる畑にはここを通らないと行けません。
議長	そんな理由があったのですね。担当委員から補足はありますか。
担当委員 (4番委員)	ありません。
議長	<p>皆さんから質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。(はいという声あり。)</p> <p>それでは採決します。1番に賛成される方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成により許可することと致します。</p> <p>2番の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番について説明いたします。位置図につきましては7頁をご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●番●●でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は334平米です。譲受人は●●区の●●●●さん74歳の方です。譲渡人は同じく●●区の●●●●さん84歳の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と高齢に寄る経営縮小となっています。なお、農地は譲受人の方の自宅横に存在しています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、●●農業委員と●●農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当委員より署名がされているところでございます。2番の説明は以上です。</p>
議長	担当委員から何か補足等はございますか。
担当委員	いいえ。別にありません。
議長	<p>皆さんから質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。(はいという声あり。)</p> <p>それでは採決します。2番に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>賛成全員により許可することと致します。</p> <p>続きまして議案第18号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。この案件は一括して審議致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	議案第18号について説明いたします。総会議案・説明資料は7頁から9頁までと

	<p>なります。この案件につきましては1議案で12件ありまして、7頁の7番はあっせんです。8頁の8番から9頁の12番に記載されている5件は農地中間管理機構との貸借となる案件です。利用権設定されている案件が1番から6番までの6件です。利用権設定6件のうち、新規が2件。再設定(更新)が4件となっています。そのうち、使用貸借権の設定は2軒で、賃貸借権の設定は4件です。賃貸借権4件のうち、現金扱いが2件で、物納扱いが2件となっています。契約期間については、15年が1件、7年3カ月が1件、5年が1件、3年が2件、2年2カ月が1件となっています。使用貸借権が設定されているのは3番と6番です。3番は更新で、田んぼの形が整っていません。6番の借人(●●●●さん)と貸人(●●●●さん)の関係は実の親子です。7番はあっせんです。今総会後に公社から買い手へ所有権が移ります。その時期は備考欄に記載のとおりです。農地中間管理機構との貸借は5件で、新規3件と更新2件です。契約期間は10年が1件、7年3カ月が1件、6年が3件です。設定する権利は5件共に賃貸借の設定となっていて、金銭3件と物納2件です。議案第18号の説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明をさせました。質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。(はいという声あり)。 それでは採決します。議案第18号に賛成される方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>賛成全員により議案第18号は決定することと致します。 それでは議案第19号「鹿島市営土地改良事業における換地計画の同意について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第19号について説明いたします。この件に関しましては、農林水産課農山漁村係から鹿島市営土地改良事業の音成工区、古場城工区、草場工区における換地計画が定められましたので、本委員会の同意を求める申請がありました。位置図は音成工区が8頁、古場城工区は9頁、草場工区は10頁をご覧ください。その他音成工区の従前図と換地図、古場城工区の従前図と換地図、草場工区の従前図と換地図を別冊のカラーコピーを事前にお配りしてしていました。圃場整備面積は音成工区が10.7ヘクタール、古場城工区が6.0ヘクタール、草場工区が1.4ヘクタールとなっていて、合計で18.1ヘクタールになっています。事業期間は平成27年度から当初は令和3年度まででしたが、繰越されており令和4年度までとなっています。事業費は6億1千2百300千円となっています。従前の圃場で貸し借りをされていた分は解約となり、換地後の圃場で新たな貸し借りを設定されることとなります。また、農業者年金の対象農地が従前にあった場合、換地後に面積が多少少なくなったとしても、農地が存在していれば農業者年金に影響することはありません。ただ不換地とされた場合は影響が出てくることとなります。簡単ではありますが、議案第19号の説明を終わります。</p>
議長	<p>皆さんから何か質問等はございませんか。ありませんか。 無いようですので採決します。議案第19号に同意される方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>賛成全員により議案第19号は同意することとして、同意書を農林水産課農山漁村係へ提出いたします。 報告第10号「農地法第4条適用除外の証明願いについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第10号について説明します。位置図は11頁をお開きください。土地の所在は大字●●字●●●●番地の一部でございます。地目は田で、面積は2,996平米のうち15平米でございます。届出人は所有者でもある●●●●さん、●●区の方です。目的及び施設の概要ですが、作業小屋15平米を建てる計画となっています。周囲の</p>

	状況ですが、東・西・南は自身の田。北は道路となっています。地元協議はしてあり、条件はなしとなっています。説明は以上です。
議長	ここは申請人の姪になられる方がイチゴで就農され、作業小屋を設置されます。皆さんから質問等はございませんか。ありませんか。 無いようですので採決します。この件に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可することと致します。 次に行きます。報告第11号「農地等形状変更届出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	報告第11号について説明いたします。総会議案資料の11頁をご覧ください。位置図は12頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●番地でございます。地目は畑で、面積は260平米でございます。届出人は所有者の●●●●さん、●●区の方です。形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、申請地の周囲は自作している田に囲まれていて、形状から耕作がしづらい状況となっている。申請地の作り土を入れ替えて周囲の田面と高さを合せ、1枚の田んぼとして、耕作の利便性を向上させたいとのことです。周囲の状況ですが、東・南・北は自身の田、西は道路(市道)となっています。申請地は農振除外地となっています。地元との協議はしてあり、条件はなしとなっています。説明は以上です。
議長	担当委員から何か補足等はありませんか。
担当委員 (6番委員)	ここはこれまで家庭菜園として利用されてきました。あとは特に補足することはありません。
議長	皆さんから質問や意見はありませんか。ありませんか。よろしいでしょうか。 無いようですので採決します。報告第11号に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可することと致します。 報告第12号「非農地証明願について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	総会議案・説明資料の12頁をご覧ください。報告第12号について説明いたします。位置図につきましては13頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●番●と●●番地●でございます。登記地目は2筆共に畑です。登記面積は7.11平米と2.21平米です。この件は今年6月に5条申請がありました件にも関連しています。今回の申請人の●●●●さんの娘婿である●●●●さんが住まい家を建てられることで駐車場が不足するという転用申請がされ、承認されました。申請人は所有者である●●町の●●●●さんです。農地区分は2種農地です。願出地の状況ですが、平成13年に県道●●●●線及び取付市道の工事による残地です。これまで可能な範囲で管理だけはされてきましたが、面積的にも利用がしづらく、宅地や庭として利用していきたいため、また非農地化して20年以上経過していることから、非農地証明の願出に至ったとなっています。周囲の状況ですが、東と南は道路(県道と市道)、西と北は宅地となっています。非農地証明願いが承認されれば、所有権を山崎さんから●●さんに移して管理されるとのことです。説明は以上です。
議長	現地を確認しましたが農地として活用するよりも、事務局の説明のように宅地として利用された方が良いように思いました。皆さんからのご意見等はございませんか。ありませんか。 無いようですので採決します。報告第12号に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可することと致します。 これで本日の報告・議案についての審議を終わります。

(午後3時00分終了)

この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。

令和4年 8月 2日

鹿島市農業委員会

会 長

⑩

2番委員

⑩

9番委員

⑩

事務局長

⑩